

令和 8 年度
第 2 回ツキノワグマ管理検討協議会

日 時 令和 8 年 9 月 17 日（木） 13：30～15：30
場 所 盛岡市観光文化交流センター「プラザおでって」
3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和 7 年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告について【協議】

（2）第 6 次ツキノワグマ管理計画の素案について【協議】

（3）その他

4 閉 会

令和8年度第2回キノワグマ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東 北 地 域 環 境 計 画 研 究 会	会 長	由 井 正 敏	
	国 立 大 学 法 人 岩 手 大 学	准 教 授	山 内 貴 義	WEB
	盛 岡 市 動 物 公 園 (株式会社もりおかパークマネジメント)	園 長	辻 本 恒 徳	
	合 同 会 社 東 北 野 生 動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	代 表	宇 野 壮 春	
関係 団体	岩 手 県 鳥 獣 保 護 巡 視 員 協 議 会	会 長	佐々木 實行	
	公 益 社 団 法 人 岩 手 県 猟 友 会	会 長	皆 川 金 哉	随 行：事 務 局 長 熊 谷 郁 夫
	岩 手 県 森 林 組 合 連 合 会	事 業 部 長 森 林 整 備 ク ル ー プ	佐々木 利夫	欠 席
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 会 部 岩 手 県 本 部 営 農 支 援	営 農 技 術 課 長	佐々木 歩	
行政 機関	東 北 森 林 管 理 局 課 計 画 保 全 部 保 全	課 長	神 成 悟	
	岩 手 県 農 業 振 興 部 課 農 林 水 産	担 手 対 策 課 長	櫻 田 学	
	岩 手 県 農 業 振 興 部 課 森 林 水 産	整 備 課 長	泉 憲 裕	
	岩 手 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 課 生 活 安 全 企 画	参 事 官 兼 課 長	岩 間 茂	代 理 出 席：危 険 物 補 佐 黒 須 貴 久
市 町 村	盛 岡 市 環 境 部 課 環 境 企 画	課 長	新 井 田 昌 幸	
	遠 野 市 課 産 業 部 野 農 林	課 長	菊 池 功 幸	WEB
	八 幡 平 市 課 産 業 建 設 部 平 農 林	課 長	高 橋 繁 範	欠 席
	宮 古 市 課 農 林 水 産 部 農 林	課 長	菊 地 政 幸	WEB
			計16名	出席14人、欠席2人
事務局	岩 手 県 環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー	主 査 専 門 研 究 員	鞍 懸 重 和	WEB
	岩 手 県 環 境 生 活 部 自 然 保 護 課	総 括 課 長	引 屋 敷 努	
		特 命 参 事 (クマ 対 策)	千 田 志 保	
		特 命 課 長 (野 生 動 物 管 理)	小 澤 豊 和	
		主 査	佐々田 丈瑠	
		主 査	佐 藤 恵 子	
		主 任	佐々木 俊	
		技 師	村 居 勇 佑	
		主 事	古 川 健	
オブザー バー	岩 手 県 農 業 振 興 部 課 農 林 水 産	特 命 課 長	村 田 就 治	
	岩 手 県 盛 岡 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	多 田 福 望	
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	山 本 悠 太	
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 花 巻 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 任	菊 池 一 馬	WEB
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 一 関 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー		(欠 席)	
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部		(欠 席)	
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 宮 古 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 査	澤 口 幸 司	
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 大 船 渡 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	技 師	多 田 圭 佑	WEB
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	吉 水 祐 太	
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 二 戸 保 健 福 祉 セ ン タ ー	主 任	乾 朋 樹	

第5次ツキノワグマ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関する事。

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第5次ツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

捕獲等事業評価シート（ツキノワグマ）
様式

（岩手県環境生活部自然保護課）

STEP 1 予定通りの作業ができたか、効率的な捕獲ができたか評価する。

■ 事業概要

事業実施地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町（ただし、盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市及び北上市については、北上川を境界とし、以西を実施区域とする）
事業主体	岩手県環境生活部自然保護課
事業実施期間	令和7年11月6日～令和8年3月19日
捕獲手法	銃猟、わな猟
事業メニュー	クマ類総合対策事業 2 捕獲等事業
事業費	6,445,093 円

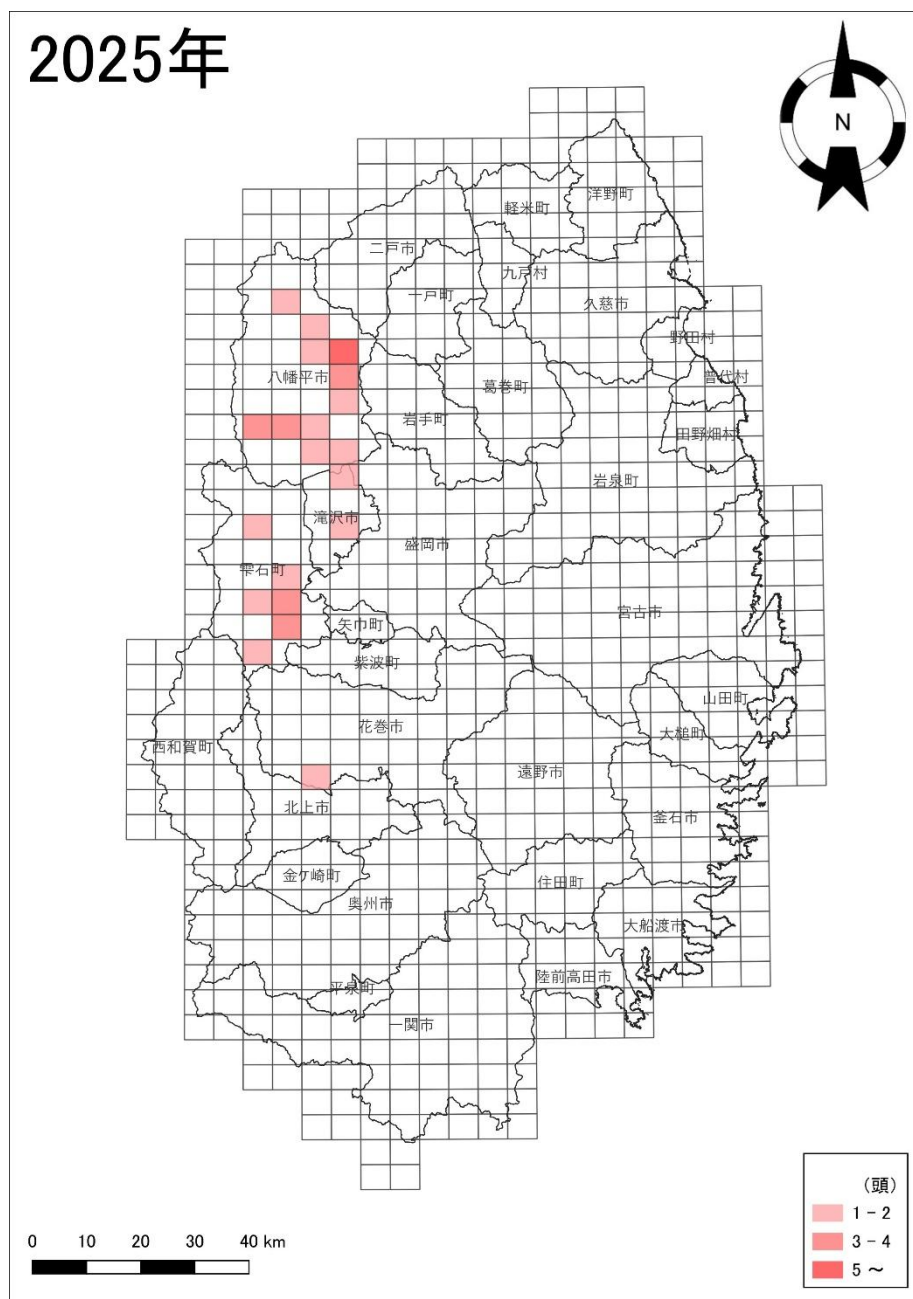
（※）捕獲コスト把握のため本事業地にかかる事業費のみ記載

■ 事業の評価

評価項目	当初予定	実績	評価
捕獲目標	合計 200 頭	銃猟：38 頭 わな猟：0 頭	捕獲目標の達成率は19%であった。目標が達成できなかった理由として、捕獲期間が短かく出猟の機会が減ったこと、箱わなの調達に時間を要し、わなによる捕獲期間が短かったことが推察される。
捕獲作業量	1,000 人日	銃猟：413 人日 わな猟：22 基日	銃猟については、予定より少ない人員で作業を実施した。わな猟については、箱わなの調達に時間を要したことから、想定より大幅に少ない作業量となった。
効率的な捕獲	0.2 頭/人日	銃猟：0.092 頭/人日 わな猟：0 頭/基日	銃猟については、出沒・目撃が確認されている有害捕獲とは異なり、緩衝地帯における銃猟という手法では捕獲効率が低くなること等が挙げられる。また、わな猟については、実施期間が短くかつ冬期であったことから、捕獲効率が低くなった。
事業に要した人員数	500 人日	銃猟：413 人日 わな猟：325 人日	計画に近い人員数を投じて作業を実施することができた。
安全管理体制	指定管理鳥獣捕獲等事業計画として提出	提出した計画に沿って作業を行った。人身事故やその他の事故は発生しなかった。	安全に予定通りの計画で事業は遂行された。

捕獲個体の処分方法	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載したとおり、埋設又は搬出し焼却処分、自家消費。	提出した計画に沿って作業を行った。獣による掘り起こし等は発生しなかった。	予定通りの計画で事業は遂行された。
環境への影響への配慮	可能な限り非鉛製銃弾を使用	可能な限り非鉛製銃弾を使用	予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の属性	—	・オス 12 頭 ・成獣 26 頭	—

■ 添付図面（5 kmメッシュ地図）



※国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>)を加工して作成

STEP 2 捕獲によって出沒（密度）や被害が減少したかを検証する。

■ 事業実施地域

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町（ただし、盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市及び北上市については、北上川を境界とし、以西を実施区域とする）

■ 出沒（密度）

評価項目	モニタリング項目・方法・情報																																																																					
事業実施前もしくは事業開始時・前半	クマ出没件数（目撃・痕跡含む）																																																																					
	<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>計</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>224</td><td>534</td><td>825</td><td>1,056</td><td>871</td><td>1,052</td><td>3,088</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7,650</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>170</td><td>561</td><td>708</td><td>554</td><td>438</td><td>142</td><td>105</td><td>79</td><td>74</td><td>17</td><td>9</td><td>26</td><td>2,883</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>212</td><td>534</td><td>896</td><td>675</td><td>561</td><td>653</td><td>1,627</td><td>584</td><td>76</td><td>15</td><td>16</td><td>28</td><td>5,877</td></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和7年度	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088						7,650	令和6年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883	令和5年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	15	16	28	5,877													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																									
令和7年度	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088						7,650																																																									
令和6年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883																																																									
令和5年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	15	16	28	5,877																																																									
事業実施後もしくは事業終盤・後半	クマ出没件数（目撃・痕跡含む）																																																																					
	<table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>計</td></tr><tr><td>令和8年度※</td><td>376</td><td>934</td><td>1,666</td><td>1,326</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4,302</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>224</td><td>534</td><td>825</td><td>1,056</td><td>871</td><td>1,052</td><td>3,088</td><td>1,620</td><td>272</td><td>75</td><td>53</td><td>69</td><td>9,739</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>170</td><td>561</td><td>708</td><td>554</td><td>438</td><td>142</td><td>105</td><td>79</td><td>74</td><td>17</td><td>9</td><td>26</td><td>2,883</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>212</td><td>534</td><td>896</td><td>675</td><td>561</td><td>653</td><td>1,627</td><td>584</td><td>76</td><td>15</td><td>16</td><td>28</td><td>5,877</td></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和8年度※	376	934	1,666	1,326									4,302	令和7年度	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088	1,620	272	75	53	69	9,739	令和6年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883	令和5年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	15	16	28
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																									
令和8年度※	376	934	1,666	1,326									4,302																																																									
令和7年度	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088	1,620	272	75	53	69	9,739																																																									
令和6年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883																																																									
令和5年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	15	16	28	5,877																																																									
	※令和8年度は、8月20日時点																																																																					
評価	捕獲実績が38頭であり、出没への影響を単年度で評価することは難しいため、今後も継続してモニタリング及び事業を実施し、本事業の出没抑制効果を測定する。																																																																					

■ 被害

評価項目	モニタリング項目・方法																																																														
事業実施前もしくは開始時・前半	人身被害件数																																																														
	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">R5</th><th colspan="2">R6</th><th colspan="2">R7※</th></tr><tr><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th></tr><tr><td>全県</td><td>46</td><td>49</td><td>10</td><td>10</td><td>33</td><td>40</td></tr><tr><td>八幡平市</td><td>9</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>雫石町</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>滝沢市</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>花巻市</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	区 分	R5		R6		R7※		件数	人数	件数	人数	件数	人数	全県	46	49	10	10	33	40	八幡平市	9	10	0	0	5	6	雫石町	4	4	0	0	5	5	滝沢市	1	1	0	0	1	1	花巻市	3	3	0	0	0	0														
	区 分		R5		R6		R7※																																																								
		件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																								
	全県	46	49	10	10	33	40																																																								
	八幡平市	9	10	0	0	5	6																																																								
	雫石町	4	4	0	0	5	5																																																								
	滝沢市	1	1	0	0	1	1																																																								
花巻市	3	3	0	0	0	0																																																									
※令和7年度は、10月末時点																																																															
※※事業実施地域のうち、捕獲実施のあった市町村について比較																																																															
事業実施後もしくは事業終盤・後半	人身被害件数																																																														
	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">R5</th><th colspan="2">R6</th><th colspan="2">R7</th><th colspan="2">R8※</th></tr><tr><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th><th>件数</th><th>人数</th></tr><tr><td>全県</td><td>46</td><td>49</td><td>10</td><td>10</td><td>39</td><td>40</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td>八幡平市</td><td>9</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>雫石町</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>滝沢市</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>花巻市</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	区 分	R5		R6		R7		R8※		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	全県	46	49	10	10	39	40	12	12	八幡平市	9	10	0	0	6	7	3	3	雫石町	4	4	0	0	5	5	1	1	滝沢市	1	1	0	0	1	1	0	0	花巻市	3	3	0	0	2	2	1	1
	区 分		R5		R6		R7		R8※																																																						
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																						
	全県	46	49	10	10	39	40	12	12																																																						
	八幡平市	9	10	0	0	6	7	3	3																																																						
	雫石町	4	4	0	0	5	5	1	1																																																						
	滝沢市	1	1	0	0	1	1	0	0																																																						
花巻市	3	3	0	0	2	2	1	1																																																							
※令和8年度は、8月29日時点																																																															
※※事業実施地域のうち、捕獲実施のあった市町村について比較																																																															
評価	捕獲実績が38頭であり、人身被害件数への影響を単年度で評価することは難しいため、今後も継続してモニタリング及び本事業を実施し、本事業の被害低減効果を測定する。																																																														

STEP 3 評価の結果を踏まえて、次年度事業の捕獲位置・時期・手法・従事者等の見直しを行う。

■ 捕獲等事業に関する評価及び改善点 (STEP 1・2の検証を踏まえて記載する。)

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標設定】	評価：捕獲上限数から有害捕獲数等を差し引いて、残りを個体数管理で捕獲することで目標頭数を設定した。わな捕獲のための箱わな購入に時間を要したことが影響し、捕獲実績は38頭に留まり、目標達成には至らなかった。 改善点：次年度の目標頭数は、今年度と同様の考え方で設定するが、出没件数や人身被害件数、生息密度調査結果を勘案し、決定する。
【実施期間】	評価：11月から2月末までを実施期間として設定したが、特に1月以降は冬眠に入った個体が多く、目標達成には至らなかった。 改善点：有害捕獲等との調整があり、次年度も委託事業については11月から事業実施を想定している。ただし、県直営の捕獲については、県が捕獲者を確保でき、有害捕獲等との調整が不要なことから、より早期の事業開始を検討する。
【実施位置】	評価：出没件数や人身被害件数、生息密度調査結果を勘案し、実施地域を決定した。 改善点：次年度も、出没件数や人身被害件数、生息密度調査結果を勘案し、決定する。
【捕獲手法】	評価：銃猟及びわな猟による捕獲を実施した。捕獲実績は銃猟で38頭であった。緩衝地帯における銃猟での捕獲は、出没・目撃情報があつた上で捕獲する集落や農地周辺に比べ、捕獲効率が低くなりがちである。また、わな捕獲については、箱わなの調達に時間を要したこと、それによりわな設置が冬眠期間となったことから、捕獲実績が0頭となった。 改善点：次年度は、今年度の捕獲実績、捕獲効率を踏まえ、実施時期や実施場所を決定する。また、緩衝地帯での銃猟での捕獲は捕獲効率が低くなるほか、冬眠期間は箱わななどの捕獲が困難となることから、捕獲手法についても検討し、より効率的な捕獲手法の選択又は併用を検討する必要がある。
【捕獲コスト】	評価：捕獲コストは、1頭169千円となった。出猟に多くの人員を要するとともに、事前・事後の事務手続きが必要であり、捕獲実績が38頭であったとしても、経費がかかるため、捕獲コストがかかる結果となった。 改善点：今年度は捕獲実績が銃猟のみ38頭となったが、捕獲効率を踏まえ、次年度以降は、捕獲実績の上がる実施期間、実施場所を選定するとともに、捕獲手法についても検討し、捕獲コスト低減につなげることが必要である。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：狩猟事故防止のため捕獲作業は複数人で実施し、安全に配慮した体制で実施した。これにより、狩猟事故は発生していない。 改善点：引き続き、安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。
【個体処分】	評価：捕獲個体は自家消費または適切に埋設等を行った。 改善点：引き続き、適切な個体処分を行うよう指導する。
【環境配慮】	評価：可能な限り非鉛製銃弾を使用した。 改善点：引き続き、環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規定に基づき、事故防止の徹底を図った結果、人身事故等の重大事故の発生はなかった。 改善点：引き続き、安全管理規定の遵守を指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
関係法令を遵守し、適切に事業を実施した。	

4. 全体評価

ツキノワグマによる人身被害・出没数の減少を目的に、個体数管理のための捕獲事業を実施した。捕獲実施場所については、出没件数や人身被害件数が多く、生息密度調査を実施済みの北奥羽地域個体群の市町村で実施したところ、捕獲実績が38頭という結果となった。

実績が目標を下回る結果となった原因として、わな捕獲に必要な箱わなの調整に時間を要し、捕獲開始が実質的に2月になったことにより、多くのクマが冬眠に入り、わな捕獲ができなかったことが挙げられる。また、緩衝地帯における銃猟の捕獲効率が低いことも一因と考えられる。

今後は目標達成に至る捕獲時期、捕獲場所を選定するとともに、捕獲手法の検討も含め、最も効率的な事業実施方法について検討を重ねた上で、実施する必要がある。

■ 特定鳥獣保護・管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

	モニタリング項目・方法								
特定鳥獣保護・管理計画の目標	第5次ツキノワグマ管理計画では、全県で3,700頭いる推定生息数（令和2年度末時点）を、令和8年度末に約3,400頭を目安に個体数を管理することとしている。								
寄与状況の評価	令和7年度の本事業における捕獲数は38頭であり、捕獲区分毎に分析すると以下ようになる。 <table><tr><td>狩猟捕獲</td><td>61頭（4.8%）</td></tr><tr><td>春季捕獲</td><td>21頭（1.6%）</td></tr><tr><td>有害捕獲</td><td>1,151頭（90.6%）</td></tr><tr><td>本事業捕獲</td><td>38頭（3.0%）</td></tr></table> 令和7年度の捕獲数のうち本事業の捕獲の割合は低いですが、第5次ツキノワグマ管理計画で目標としている個体数管理を実施するため、今後、実施期間や実施地域、捕獲手法等について検討した上で、継続して実施していく必要がある。	狩猟捕獲	61頭（4.8%）	春季捕獲	21頭（1.6%）	有害捕獲	1,151頭（90.6%）	本事業捕獲	38頭（3.0%）
狩猟捕獲	61頭（4.8%）								
春季捕獲	21頭（1.6%）								
有害捕獲	1,151頭（90.6%）								
本事業捕獲	38頭（3.0%）								

(別紙 3)

岩手県における認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に係る計画/評価報告

1 認定鳥獣捕獲等事業者等の現状や課題等

当県では、クマ被害防止対策を実施する市町村に野生鳥獣管理の専門職員がいないことが多く、効果的な被害防止対策を実施するため、クマに係る専門知識の向上が必要である。

また、当県にも野生動物の専門職員がおらず、現場で市町村からの相談に応じる県出先機関職員についても、市町村からのクマの捕獲及び出沒対策等に係る相談に対して、的確な助言等を行うため、専門知識の向上が求められている。

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

実施時期	令和8年2月～3月
場所	県内全域
目的	専門人材を派遣し、被害防止対策に係る研修会や被害発生現場での助言を受けることで、市町村職員及び県職員の資質向上を図る。
対象者・講師 (人数も記載)	市町村職員及び県職員(約40～50人程度)
内容	クマの生態や被害対策等に知見を有する専門業者を市町村や振興局等に派遣することで、職員の資質向上を目指すとともに、専門知識を施策に反映させる。
方法	民間の野生動物専門業者に委託
評価方法	職員の理解度をアンケート調査等で把握し評価する。
事業費	1,465,200 円
備考	

注1：項目に沿って、実施した研修会等の具体的内容を記入すること。なお、「目的」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注2：事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等(事業終了後の評価結果時のみ記入)

専門業者に委託し、以下の内容を実施した。

①Webセミナー

県内市町村、県振興局・自然保護課を対象に、ツキノワグマの生態、出沒状況、ゾーニング管理について、Webセミナーを実施した。

②クマ対策講習会

自然保護課職員等を対象に、クマスプレー等の使用法や注意点等の座学講義及びクマスプレーの噴射体験を行った。

③死亡事故現場の現地調査及びヒアリング

令和 7 年 10 月に雫石町長山早坂地内で発生した人身被害について、雫石町担当者及び鳥獣被害対策専門員へのヒアリングと現地調査を実施し、原因究明及び再発防止対策について検証した。

また、令和 7 年 10 月に一関市巖美町で発生した人身事故について、一関市担当者及び地元猟友会員へのヒアリングを Web 会議方式で実施し、再発防止対策等について検証した。

④出沒防止対策に係る現地調査

盛岡市内において、クマの出沒が確認された山林と住宅が近接する地域を現地調査し、今後の緩衝帯整備に関する助言を行った。

⑤緊急銃猟訓練

市町村担当課、振興局職員、実施隊員、警察職員等、関係機関が参加し、机上訓練等を実施した。

以上の内容を実施したことにより、県職員及び市町村職員の専門知識向上を図ることができた。

注：1 の課題及び 2 の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の認定事業者の育成の課題等についても記入すること。

4 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 4)

岩手県における指定管理鳥獣管理専門人材の配置に係る計画/評価報告

1 現状や課題等

当県では、環境保健研究センターにいる専門職員が生息数調査等の研究業務に従事しているため、実際の被害現場調査等に基づく原因分析や再発防止対策等への指導助言できる専門職員がいない。

また、野生動物に係る知識向上や被害防止対策について、県民への直接的な普及啓発ができていない。

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

任用形態	任期付職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分
雇用状況	新たに雇用
雇用人数	1 名
業務内容	ツキノワグマ等の野生動物の管理、生息状況調査、被害防止対策等への指導等に従事する。
今後の展望	市町村への被害防止対策への助言や県民向けの普及啓発を強化するため、専門的科学的知識と創意等をもって、指導助言や普及啓発、調査研究業務に従事する職員を育成する。
評価方法	専門人材の配置により、市町村への被害防止対策への指導助言回数や人身被害調査の実施回数、人身被害件数の減少により評価する。
事業費	23,210 円 (R7 年度) ※R7 年度は、令和 8 年 4 月 1 日からの任用に備え、専門職員の活動に必要な物品等（作業着、長靴、ヘルメット等）を事前に準備をするもの。
備考	

注 1：項目に沿って、雇用した（もしくはする予定の）人材の具体的内容を記入すること。なお、「今後の展望」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注 2：事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価結果時のみ記入）

令和 8 年 4 月 1 日から専門人材を配置するため、専門職員の活動に必要な物品等（作業着、長靴、ヘルメット等）を購入した。

4 月に配置以降は、被害発生時の検証の実施、検証結果を踏まえた対策の啓発、市町村等への被害防止対策への助言、県民や関係団体等への普及啓発等を積極的に実施している。

今後、更なる活動の本格化により、人身被害件数の減少に寄与すると考えられるが、現時点では配置して半年であるため、中長期的に人身被害防止への効果を検証する必要がある。

注：１の課題及び２の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の課題等についても記入すること。

4 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 6)

岩手県における緊急銃猟対応等実務者の配置に係る計画/評価報告

1 現状や課題等

ツキノワグマの出没件数、人身被害が増加する中、県において指定管理鳥獣捕獲等事業を強化し、個体数管理を推進する必要があること、また、令和 7 年 9 月から制度が開始された市町村における緊急銃猟の実施等を支援し、県内全域で捕獲体制を強化する必要がある。

2 1 の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

実施地域	県内全域
任用形態	会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
勤務時間	8 : 30～17 : 15
雇用状況	新たな雇用
雇用人数	5 名
免許の所持状況	第一種銃猟免許、装薬銃所持許可等
業務内容	県内の指定管理鳥獣の捕獲、市町村による緊急銃猟又は有害捕獲等の支援、狩猟者の人材育成等
今後の展望	狩猟免許を所持し、有害捕獲等の経験を有する実務者を任用することにより、県内の捕獲体制を強化するとともに、実際に現場で活動できる捕獲者の人材育成等も併せて進める。
評価方法	緊急銃猟実務者の配置により、市町村からの要望に基づく支援回数、や捕獲実施後の出没・人身被害状況により評価する。
事業費	1,721,576 円
備考	任用する実務者の活動に必要な物品・備品等を購入するため

注 1 : 項目に沿って、雇用した（もしくはする予定の）人材の具体的内容を記入すること。なお、「今後の展望」には育成したい人材像も記入し、「評価方法」には目的や育成したい人材像に対する事業内容の適切性の検証方法や事業効果の測定方法等を記入すること。

注 2 : 事業終了後の評価結果では、各項目について、実施した結果を記入すること。

3 2 の取組に対する評価と今後の課題等（事業終了後の評価結果時のみ記入）

令和 8 年 3 月にガバメントハンター 5 名を任用し、任用以降、県直営の指定管理捕獲の実施や市町村からの要請を踏まえた緊急銃猟等への支援等に備え、捕獲訓練等を実施している。

今後、更なる活動の本格化により、市町村からの要請等による支援を実施していくこととなるが、現時点では任用して半年であるため、中長期的に支援回数や人身被害

防止への効果を検証する必要がある。

注：1の課題及び2の各記載内容等も踏まえ、取組が適切に実施されたか、目的に対して効果があったか等の評価を具体的に記入すること。

また、評価を通じ明らかになった取組の改善点や今後の課題等についても記入すること。

4 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 11)

岩手県における出没時の体制構築に係る計画/評価報告
(出没時の体制構築事業)

1 現状のクマ類の市街地等への出没時の対応体制及び課題等

鳥獣保護管理法改正法案が可決され、市街地等にクマ類が出没した場合、一定の条件下で猟銃または麻酔銃による捕獲が可能となり、市街地における迅速なクマの捕獲には、捕獲体制の構築が必要であることから、法改正を踏まえた新たな対応マニュアルを改訂して各機関の役割分担等を明確にするとともに、事前に関係者で連絡体制や対応方針を調整し、これらに基づく訓練を実施する必要がある。

また、鳥獣保護管理法の改正により、ライフル銃等より安全にクマを不動物化できる麻酔銃猟の需要が高まることが予想されるが、県内には麻酔捕獲を実施できる捕獲者が限られており、迅速な対応が困難という課題があることから、麻酔銃猟体制整備のための課題の洗い出し、県内の配置の検討、銃刀法及び薬機法との調整等、麻酔銃によるクマの捕獲体制構築を検討する必要がある。

2 クマ類の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月
場所	県内全域
目的	クマの市街地出没時に迅速かつ適切に対応を行うことができるよう体制を構築する。
参加者・関係者	市町村、猟友会、県出先機関、県警、麻酔捕獲実施者等
内容	鳥獣保護管理法改正に対応した市街地出没時対応マニュアルの改定及び訓練の実施、麻酔捕獲体制構築の検討
方法	①鳥獣保護管理法改正に対応した市街地出没訓練の実施 市街地での銃規制緩和の法改正に対応するため、専門業者への委託による「市街地等出没時対応マニュアル」の大幅改訂を行うとともに、新たなマニュアルの対応を反映させた机上訓練及び実動訓練を各 1 回ずつ実施する。 ②麻酔捕獲体制構築検討会の開催 鳥獣保護管理法の改正を見据え、市街地での麻酔銃によるクマの捕獲体制の構築に向け、関係者を参集して検討会を 2 回開催する。
評価方法	法改正に対応したマニュアルが作成され、各地域で体制が確立したことをもって評価する。
事業費	2,267,100 円

備考	
----	--

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

市街地出沒時対応訓練（机上訓練及び実動訓練）を、専門業者への委託により釜石市で実施した。訓練の実施により、マニュアルに基づいた対応や関係機関の役割分担等について確認することができ、体制構築に寄与することができた。

なお、早期に訓練を実施するため、市街地出沒時対応マニュアルの改定は、訓練に先立ち、自前で作成した（委託の実施なし）。

また、麻酔捕獲体制構築については、検討会開催前に体制に係る方向性が決まったことから、検討会は実施しなかった。

注1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業の実施により、出沒時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注3：注1～2による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注1：出沒防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 11)

岩手県における出没時の体制構築に係る計画/評価報告
(出没時の体制構築事業)

1 現状のクマ類の市街地等への出没時の対応体制及び課題等

当県では、クマの出没が過去最多のペースで続き、住宅地や市街地等への出没が相次いで県民の不安が高まるなど生活に深刻な影響を及ぼす中、県内市町村における情報収集・情報発信体制は統一されておらず、全県におけるリアルタイムでの出没状況の情報収集や情報提供が困難であるほか、出没状況の分析や予測を十分に行うことができていない。

2 クマ類の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	令和 8 年 1 月～ 3 月
場所	県内全域
目的	ツキノワグマによる人身被害防止対策のため、出没情報をリアルタイムで県民に通知し、県民の安全安心の確保を図る。
参加者・関係者	県民、市町村
内容	全県でのクマの出没情報を県民が通報・共有できる一元的な仕組み（ウェブアプリ）を導入する。
方法	民間業者にシステム構築及び維持管理を委託
評価方法	人身被害の減少により評価をする。
事業費	事業費：2,805 千円 (システム構築及び運用保守経費)
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

全県でのクマの出没情報を県民が通知・共有できるウェブアプリ「Bears (ベアーズ)」を構築し、3 月 24 日にリリースした。

令和 8 年 2 月のリリース前には、県公式 LINE の友だち登録者数は 7,486 件であったが、その後利用が大きく広がり、8 月末時点では 57,756 件となっており、クマの出没情報を迅速に把握するためのツールとして、多くの県民が活用している状況。

人身被害件数は、令和 7 年度は 39 件 40 名、令和 8 年度は 8 月 29 日時点で 12 件 12 名となり、前年同期比でほぼ同数となっている。

今後は、「Bears（ベアーズ）」をさらに周知し、より県民の利用を促すとともに、得られた出沒状況のデータを活用した機能充実を実施し、中長期的に人身被害防止への効果を検証する必要がある。

注 1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注 2：事業の実施により、出沒時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注 3：注 1～2 による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注 1：出沒防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 7)

岩手県における危険鳥獣出没時の体制構築に係る計画/評価報告
(出没時の体制構築事業)

1 現状の危険鳥獣（イノシシ、クマ類）の市街地等への出没時の対応体制及び課題等

危険鳥獣出没時の体制整備について、一部市町村において十分な整備ができていない状況であり、体制整備に係る経費の一部を補助する必要がある。

2 危険鳥獣の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	令和 8 年 2 月～ 3 月
場所	県内全域
目的	市町村における危険鳥獣出没時の体制整備を図るため、必要経費の一部を補助するもの。
参加者・関係者	市町村
内容	市町村への間接交付 (市町村が実施する緊急銃猟等の体制整備事業について、緊急銃猟に必要な備品購入等の経費の一部を補助する。実施予定の内容は、以下のとおり。) ①緊急銃猟を実施するにあたり必要な物品購入（ヘルメット、プロテクター、盾等） ②出没情報収集のための経費（センサーカメラ購入、通信料（撮影データ送信費用）等）
方法	市町村による直営
評価方法	①緊急銃猟の体制が整備され、適切な緊急銃猟が実施されたことにより評価する。 ②出没情報を分析し、人の日常生活圏への出没防止対策等を実施することにより、出没件数や人身被害件数により評価する。
事業費	946,000 円
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

【市町村間接交付】

②クマ出没情報収集のため、センサーカメラを 10 台購入した。

今後、クマの出没が確認されている場所等に設置し、人の生活圏へのクマの侵入を早期に発見等することにより、迅速な捕獲又は追払い対応が可能となり、人身被害件数の減少が期待できるが、現時点では設置したばかりであり、中長期的に人身被害防

止への効果を検証する必要がある。

注1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業の実施により、出没時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注3：注1～2による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 9)

岩手県におけるクマ類の調査の実施に係る計画/評価報告
(調査・計画策定事業)

1 現状のクマ類の調査の状況及び課題等

当県ではこれまで、管理計画の改定時期に合わせ、約 5 年に 1 度、複数年かけて県内全域で大規模ヘアトラップ調査を実施し、ツキノワグマの推定個体数を推定し、管理計画策定に反映させるとともに、毎年度一部地域において、小規模ヘアトラップ調査を実施し、県内の生息密度の動向を把握しているところ。

課題としては、広域的な生息状況調査や精度の高い推定個体数の算出を行うためには、地域的に偏りなく調査地を設定してデータ収集する必要があるが、予算及びマンパワーが不足している。

2 実施する調査の具体的な内容等

実施時期	令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月
場所	北上山地地域
目的・必要性	県内のツキノワグマの推定個体数を把握し、次期管理計画や指定管理鳥獣捕獲等事業計画に反映させるため、
調査主体	岩手県
内容・得られる情報	北上山地地域個体群の推定個体数
方法	ヘアトラップ調査
活用方法	昨年度実施した北奥羽地域でのヘアトラップ調査データと合わせて、全県での個体数推計を実施し、次期管理計画の策定や指定管理鳥獣捕獲等事業計画策定及び評価に活用する。
事業費	30,565,958 円
備考	

注：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。実施する調査が複数ある場合は、調査の種類毎に各項目を記入すること。

3 調査結果及び考察（事業終了後の評価報告時のみ）

【調査結果】

北上山地地域のツキノワグマ個体数密度・頭数の推定結果（速報値）

推定密度 0.411 頭/km²（推定値 0.411 頭/km² 95%信頼区間 0.342 頭/km²～0.494 頭/km²）

推定頭数 3,026 頭（推定値 3,026 頭 95%信頼区間 2,518～3,637 頭）

令和 6 年度に実施した北奥羽地域個体群の生息状況調査結果と併せて、全県での推定個体数を算出し、次期管理計画策定や指定管理捕獲等事業実施計画策定のためのデータとして活用する。

注：調査によって得られた情報と分析結果、調査結果の活用方法等を記載するとともに、今後の改善点や必要な調査等についても記載すること。

4 その他

注 1：モニタリング・調査の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 10)

岩手県におけるクマ類出没防止対策の実施に係る計画/評価報告
(出没防止対策事業)

1 事業実施地域周辺の現状の出没・被害状況、出没防止対策の実施状況及び課題等

当県は他県に比べて人身被害が多く、特に高齢者の被害が多いことから（令和 6 年度は 10 件 10 人、全員 60 歳以上）、テレビ CM の放映により、人身被害防止対策や人里への出没防止対策について啓発する。

普及啓発はこれまでホームページやチラシのみであったが、昨年度から積極的な周知のためテレビ CM を放映しており、これまでより高齢者の目に触れやすくなっているものの、確実に高齢者に届き、かつ対策を実行してもらえるような効果的な普及啓発方法を検討する必要がある。

2 出没防止対策の具体的な内容

実施時期	令和 7 年 9 月～10 月
場所	県内全域
目的・目標	ツキノワグマによる人身被害防止対策や人里への出没防止対策について、県民向けに周知する。
内容	人身被害の多い高齢者等がテレビを見る時間帯を中心に民放 2 社でクマ被害防止 CM を計 120 回程度放送する。
方法	民放 2 社へ CM 放送を委託
評価方法	人身被害の減少により評価をする。
事業費とその算出方法	1,376,100 円
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。出没防止対策が複数ある場合は、対策の種類毎に各項目を記載すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施した出没防止対策の評価（事業終了後の評価報告時のみ）

令和 7 年 10 月～12 月にかけて、冬眠前の出没に備え、注意喚起の CM を民放 3 社で計 90 回 CM を放送した。

人身被害件数は、令和 7 年度は 39 件 40 名、令和 8 年度は 8 月 29 日時点で 12 件 12 名となり、前年同期比でほぼ同数となっている。

今後は、確実に高齢者に届き、かつ対策を実行してもらえるような効果的な普及啓発方法を検討しながら、中長期的に人身被害防止への効果を検証する必要がある。

注1：当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標（出没件数、被害件数、被害感等）を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること（定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。）。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注3：注1による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙 15)

岩手県におけるクマ類出没防止対策の実施に係る計画/評価報告
(出没防止対策事業)

1 事業実施地域周辺の現状の出没・被害状況、出没防止対策の実施状況及び課題等

県内全域の出没件数：9,542 件（R7.12 月時点）

県内全域の人身被害件数：37 件 38 名（R7.12 月時点）

今年度の大量出没を受け、県民のクマへの不安が非常に高まっているものの、具体的な人身被害防止対策（クマに遭遇した場合の身の守り方、人里へ寄せ付けない対策等）についての情報が十分浸透しておらず、人身被害が多く発生していることから、注意喚起の強化が必要である。また、今年度は、特に市街地への出没や人が多く利用している施設内への侵入が確認されているが、これまであまり例がなかったことから、施設における人身被害防止対策（クマスプレーの配備等）を実施できていなかった。さらに、クマの侵入経路となる河川や市街地に隣接する施設の刈払い等の被害防止対策は、これまで積極的に実施できていなかった。

加えて、令和 7 年 9 月から市町村長の判断による緊急銃猟が可能になったものの、市街地で銃猟を行える場面は限られており、安全にクマを不動物化するため、引き続き、麻酔捕獲体制の維持が必要である。

2 出没防止対策の具体的な内容

実施時期	令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月
場所	県内全域
目的・目標	ツキノワグマによる人身被害防止対策や人里への出没防止対策について、県民向けに周知を強化するほか、緩衝帯整備等により、クマの人里への出没防止や早期対応、人身被害対策の物品配備等により、人身被害減少につなげる。 また、クマ出没時に麻酔による安全かつ迅速な不動物化を実施する。
内容	【岩手県】 ①ツキノワグマ被害防止ポスター等の作成 県内の学校や観光施設等に広くポスターの掲示やチラシを配布し、県民や観光客に注意喚起を実施。 ②新聞広告の掲載 県民の目に触れやすい新聞広告を用いて、注意喚起及び人身被害防止方法等について啓発。 ③県管理河川における樹木伐採 市街地への出没ルートである河川敷の樹木を伐採し、見通しを良くすることで、市街地への出没を防止。 ④県有施設へのクマスプレー配備 県民が利用する県有施設にクマスプレーを配備 ⑤県立学校のクマ被害防止対策 県立学校にクマ対策物品（クマスプレー等）を配備するとともに、県立学校周辺の刈払いを実施し、クマ出没防止対策を実施。人身被

	害件数の減少により評価する。 ⑥麻酔捕獲委託 緊急銃猟が実施できない状況下で、県が民間事業者等に麻酔捕獲（吹き矢）を委託する。 【市町村間接交付】 実施内容は以下のとおり。 ①緩衝帯整備 ②放任果樹等誘引物の伐採 ③クマスプレーの配備（市町村管理施設等への配備）
方法	県による直営又は委託 間接交付の場合は市町村により直営又は委託
評価方法	事業実施地域での出沒件数及び人身被害件数の減少により評価する。
事業費とその算出方法	19,341,105 円
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。出沒防止対策が複数ある場合は、対策の種類毎に各項目を記載すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

注 3：誘引物の除去及び緩衝帯の整備を実施する場合は、過去の本交付金の活用状況について備考欄に記載すること

3 実施した出沒防止対策の評価（事業終了後の評価報告時のみ）

①ツキノワグマ被害防止ポスター等の作成 パンフレット 8,000 部、チラシ 2 種各 5,000 部、ポスター 2 種各 14,000 部を増刷し、市町村や観光施設等に配布した。 ②新聞広告の掲載 クマ被害防止対策を普及啓発するため、令和 7 年 11 月に県内の新聞に計 2 回（記事下全 5 段 1 回、テレビ窓枠 1 回）広告を掲載した。 また、冬眠明けの出沒の注意喚起のため、令和 8 年 3 月に計 3 回（全 3 段）広告を掲載した。 ③県管理河川における樹木伐採 県管理河川の樹木伐採を 4 カ所実施し、市街地への出沒を防止した。 ④県有施設へのクマスプレー配備 県民が利用する県有施設にクマスプレー（計 264 本）を配備した。 ⑤県立学校のクマ被害防止対策 県立学校にクマ対策物品を配備するとともに、県立学校周辺の緩衝帯整備を実施した。 ⑥麻酔捕獲委託 緊急銃猟が実施できない状況下で、県が民間事業者等に麻酔捕獲を委託した。業務委託は実施したものの、令和 7 年度は麻酔捕獲が必要な状況がなく、捕獲実績はなかった。

【市町村間接交付】

⑦ クラスプレートの配備

市町村管理施設等にクラスプレート130本を配備した。

注1：当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標（出没件数、被害件数、被害感等）を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること（定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。）。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注3：注1による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。